電　気　工　事　仕　様　書

1	工事名称	道の駅「ひなの里かつうら」情報館照明LED化事業
2	工事場所	徳島県勝浦郡勝浦町
3	建物概要	木造　１階建
4	工事項目	１）電灯設備工事（照明器具の取り替え工事）
		２）誘導灯設備工事（既設器具の移設工事）
		既設照明器具はインバーターの照明器具でありＰＣＢは含まれていません
5	共通仕様	１）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の電気設備工事共通仕様書 及び電気設備工
		標準図による。
		２）設計図書の記載内容に相違のある場合、または疑義を生じた場合はすべて設計者と協議の上、これを決定する。
		３）設計図書中「照明器具Ａ」は「東芝LEKTW407324-LS9」又はそれと同等品とする。
		「照明器具Ｂ」は「東芝LEKT412693N-LS9」又はそれと同等品とする。
		「照明器具Ｃ」は「東芝LEKTW423694-LS9」又はそれと同等品とする。
		「照明器具Ｄ」は「Panasonic　LGB52097LE1」又はそれと同等品とする。
		「非常照明a」は「Panasonic　NNFB93005C」又はそれと同等品とする。」
6	特記仕様　Ｉ 一般共通事項	１）　工事用仮設電力、水などは発注者の無償支給とし、官公庁への諸手続きなどの費用は請負者の負担とする。
		２）　工事着手前には、詳細なる施工図を作成し、主要機器類の納入仕様書とともに提出し、係員の承認を受けた後着工すること。
		３）　竣工時には、係員の指示により、完成図、及び主要機器類の取り扱い説明書、保証書等を必要部数提出すること。
		４）　軽微な変更等で、工事完成上当然必要と思われるものについては係員と協議の上無償にて施工すること。
		５）　工事の施工に伴い既成部分を汚染又は損傷した場合は、既成にならい補修をする。
		６）　発生材のうち引渡しを要しないものは全て場外に搬出し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の関係法令に従い適切に処理し、係員に報告する。
		これに要する処分費、諸手続き費用等は請負者の負担とする。
		７）　竣工時完成図を作成し工事写真と共に提出する。

		道の駅「ひなの里かつうら」情報館照明LED化事業	工事年月日	年　月　日		承認	図番
	図名	特記仕様書	縮　尺				1